

■ 主 な 税 額 控 除

- 調整控除・・・所得税から住民税へ税源移譲が行われた際、その人的控除額の差から生ずる負担増を調整するために設けられた税額控除です。

納税義務者の合計課税所得金額	控 除 額
200万円以下の場合	AかBかいずれか少ない金額の5%
200万円超の場合	A-（B-200万円）の5% （※ただし A から B を控除した額が5万円を下回る場合は5万円の5%）

A・・・所得税との人的控除額の差額の合計額 （※下表参照）

B・・・合計課税所得金額（＝ 総合課税の課税所得金額 ＋ 課税退職所得金額 ＋ 課税山林所得金額）

控除の種類		差 額	控除の種類		差 額			控除の種類		差 額
			納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下			
障害者控除	普通	1万円	配偶者控 除	一般	5万円	4 万円	2 万円	勤労学生控除		1万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3 万円	扶養控 除	一般	5万円
	同居特別	22万円	配偶者 特別控除	50 万円未満 50 万円以上 55 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円		特定	18万円
寡婦控除		1万円			3万円	2万円	1万円		老人	10万円
ひとり親控除		5万円	基礎控除	5万円					同居老親等	13万円

- 寄附金税額控除・・・四條畷市では、以下①～⑤の寄附金が税額控除対象です。

- ① 都道府県・市町村への寄附（ふるさと納税）・・・市・府民税へ適用できます。ただし、総務大臣から指定を受けた都道府県・市町村です。
- ② 大阪府共同募金会への寄附・・・市・府民税へ適用できます。
- ③ 日本赤十字社への寄附・・・市・府民税へ適用できます。
- ④ 大阪府が条例で指定した寄附・・・府民税へ適用できます。
- ⑤ 四條畷市が条例で指定した寄附・・・市民税へ適用できます。

※特例控除適用時の控除税額は、総所得金額等の 30%を寄附金の合計額の上限 として、下表のA+B+C（ただし、C.申告特例控除はワンストップ特例を利用した人のみ）の合計額（内訳は、市民税・・・5分の3、府民税・・・5分の2）

A.基本控除額	（寄附金の合計額－2,000 円）×10%	
B.特例控除額	（寄附金の合計額－2,000 円）×割合ア	※住民税所得割額の 20%が限度
C.申告特例控除額	B×割合イ	

課税総所得金額(円)	割 合 ア	割 合 イ
～ 1,950,000	84.895%	84.895 分の 5.105
1,950,001 ～ 3,300,000	79.79%	79.79 分の 10.21
3,300,001 ～ 6,950,000	69.58%	69.58 分の 20.42
6,950,001 ～ 9,000,000	66.517%	66.517 分の 23.483
9,000,001 ～ 18,000,000	56.307%	56.307 分の 33.693
18,000,001 ～ 40,000,000	49.16%	
40,000,001 ～	44.055%	

- その他の税額控除については、税額決定・納税通知書の2ページ目、「市民税・府民税 課税明細書」の裏面をご覧ください。

3. 年金特別徴収の仕組み

公的年金からの差し引き（年金特別徴収）は「仮徴収」と「本徴収」とで行われます。次の表のとおり、令和7年4月から令和8年の2月までの一年間で、年金支給月に合わせて6回に分けて税額を差し引きします。

年金特別徴収 の初年度	普通徴収		年金特別徴収（本徴収）		
	1期（6月末納期限）	2期（8月末納期限）	10月	12月	2月
年金特別徴収税額	年税額の1／4	同左	年税額の1／6	同左	同左

次年度以降	年金特別徴収（仮徴収）			年金特別徴収（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金特別徴収税額	前年度の年税額 の1／6	同左	同左	（今年度の年税額－仮徴収税額） の1／3	同左	同左

※原則は表のとおりですが、税額変更などが原因で、次年度以降でも初年度のような徴収方法になる場合があります。

令和7年度 個人住民税のしおり

1. 住民税のあらまし

個人市民税は、個人府民税と合わせて、一般的に個人住民税と呼ばれます。税額計算のもとになる金額などが同じであるため、市が併せて税額を計算・通知し、市へ納めます。個人住民税は、納税義務のある人すべてに対して均等に課税される 均等割 と、その人の所得に応じて課税される 所得割 から成ります。

■ 納 税 義 務 者

令和7年1月1日現在、市内に住所を持つ人や、市内に事務所や事業所、家屋を持つ人に納税の義務が生じます。

- 年の途中に転出した人・・・四條畷市で課税し、納税します。転出先へ納税するのは、令和8年度からです。
- 年の途中で死亡した人・・・親族などの相続人が納税義務を引き継ぎ、四條畷市で課税し、納税となります。

納 税 義 務 者	納 め る 税 額
市内に住んでいる人	均等割額 ＋ 所得割額
市内に住んでいない人のうち、市内に事務所・事業所または家屋がある人	均等割額

■ 非 課 税 の 人

- 均等割も所得割も課税されない人
(1)生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
(2)障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135 万円以下の人
- 均等割が課税されない人
前年合計所得金額が次の計算で求めた金額以下の人
(1)同一生計配偶者・扶養親族がいる・・・*35万円×[本人+同一生計配偶者+扶養親族]の人数+10万円+21万円*
(2)同一生計配偶者・扶養親族がいない・・・*35万円+10 万円*
- 所得割が課税されない人
前年の総所得金額等の合計額が次の計算で求めた金額以下の人
(1)同一生計配偶者・扶養親族がいる・・・*35万円×[本人+同一生計配偶者+扶養親族]の人数+10万円+32万円*
(2)同一生計配偶者・扶養親族がいない・・・*35万円+10万円*

※合計所得金額・・・総所得金額 ＋ 退職所得以外の分離課税の所得など

※総所得金額等・・・合計所得金額 － 純損失または雑損失の繰越控除、居住用財産に係る譲渡損失繰越控除金額など

2. 税額計算

■ 総 合 課 税 の 場 合

前年の
所得金額

－

所得
控除額

×

所得割税率
【10%】

－

税額控除

+

均等割額
【4,300 円】

+

森林環境税
（国税）
【1,000 円】

－

控除
不足額

※所得割額の内訳は、市民税6% ・ 府民税4%、均等割額の内訳は、市民税:3,000 円 ・ 府民税:1,300 円。

※森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税をいう。均等割と併せて加算される。森林環境税（国税）:1,000 円。

※上の図の（）内の金額を課税所得金額という。計算後、1,000 円未満の端数を切り捨てた金額。

※所得割額は、市民税と府民税をそれぞれ計算し、100 円未満の端数をそれぞれ切り捨てる。

※控除不足金額は、所得割額で控除できなかった配当割額または株式譲渡所得割額を指す。

■ 分 離 課 税 の 場 合

下記の所得がある場合、総合課税とは別に税額計算します。分離課税所得の税率は次の表のとおりです。

土地等や建物等 の譲渡	長期譲渡			短期譲渡	
	一般	特定	軽課	一般	軽課
	5%	2,000 万円以上・・・4% 2,000 万円未満・・・5%－20万円	6,000 万円以上・・・4% 6,000 万円未満・・・5%－60万円	9%	5%
株式の譲渡	上場株式	一般株式			
	5%	5%			
上場株式等の配当等	5%				
先物取引	5%				

■ 所得金額

所得の種類		内容	所得金額の計算
事業		農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他事業から生じる所得	総収入金額－必要経費－青色申告特別控除額
不動産		不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	総収入金額－必要経費－青色申告特別控除額
利子		公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得	収入金額
配当		株式会社や協同組合等からの剰余金の配当、持分会社からの利益の配当、相互保険会社の基金に対する利息、投資信託の収益の分配などに係る所得	収入金額－元本取得に要した負債の利子
給与		俸給、給料、賃金、賞与、歳費などの所得	収入金額－給与所得控除額(別表①)
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、船員保険、恩給などの所得(※1)	収入金額－公的年金等控除額(別表②)
	業務	食品デリバリー、アフィリエイト、広告収入、原稿料、講演料など継続的な営利活動による雑所得	総収入金額－必要経費
	その他	生命(損害)保険契約に基づく年金、暗号資産などの上記のいずれにも該当しない所得	総収入金額－必要経費
譲渡(総合課税)		土地、建物、有価証券など分離課税対象の資産以外(機械、車輛、特許権、ゴルフ会員権)の譲渡による所得	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額50万円
一時		生命保険契約等の一時金、損害保険契約の満期返戻金や解約返戻金、車券や馬券の払戻金などに係る所得	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額50万円

● 別表①: 給与所得の計算方法

給与収入額(A)		給与所得額
0円	～ 550,999円	0円
551,000円	～ 1,618,999円	(A)－550,000円
1,619,000円	～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円	～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円	～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円	～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円	～ 1,799,999円	(A)÷4(1,000円未満切捨)×2.4+100,000円
1,800,000円	～ 3,599,999円	(A)÷4(1,000円未満切捨)×2.8－80,000円
3,600,000円	～ 6,599,999円	(A)÷4(1,000円未満切捨)×3.2－440,000円
6,600,000円	～ 8,499,999円	(A)×90%－1,100,000円
8,500,000円	～	(A)－1,950,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

● 別表②: 公的年金等の雑所得の計算方法

受給者の年齢	公的年金の収入(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和34年1月2日以降に生まれた方)	～ 1,299,999円	(B)－600,000円	(B)－500,000円	(B)－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(B)×0.75－275,000円	(B)×0.75－175,000円	(B)×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×0.85－685,000円	(B)×0.85－585,000円	(B)×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×0.95－1,455,000円	(B)×0.95－1,355,000円	(B)×0.95－1,255,000円
65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)	10,000,000円～	(B)－1,955,000円	(B)－1,855,000円	(B)－1,755,000円
	～ 3,299,999円	(B)－1,100,000円	(B)－1,000,000円	(B)－900000円
	3,300,000円～4,099,999円	(B)×0.75－275,000円	(B)×0.75－175,000円	(B)×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×0.85－685,000円	(B)×0.85－585,000円	(B)×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×0.95－1,455,000円	(B)×0.95－1,355,000円	(B)×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	(B)－1,955,000円	(B)－1,855,000円	(B)－1,755,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

■ 所得控除

控 除 の 種 類		控 除 額	
雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 (1) (損失額 - 保険金等により補てんされる金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%) (2) (損失額 - 保険金等により補てんされる金額) のうち、災害関連支出の金額 - 5 万円		
医 療 費 控 除 ※A か B のどちらかを 選択適用	A.医療費控除 (支払った医療費の額-保険金等により補てんされる金額)-(総所得金額等の 5%または 10 万円のいずれか少ない方の金額)【限度額 200 万円】 B.医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) (特定一般用医薬品等購入負担額 - 12,000 円【限度額 88,000 円】)		
社 会 保 険 料 控 除	支払った社会保険料の全額		
小規模企業共済等掛 金 控 除	支払った掛金の全額		
生 命 保 険 料 控 除	A.一般の生命保険料分 + B.介護医療保険料分 + C.個人年金保険料分【合計限度額 70,000 円】		
	区 分		支払保険料額
	旧 契 約 (平成 23 年 12 月 31 日以前の 契約)	A 一般生命保険	15,000 円以下
		C 個人年金保険	15,001 円~40,000 円
			40,001 円~70,000 円
	新 契 約 (平成 24 年 1 月 1 日以後の 契約)	A 一般生命保険料	70,001 円以上
		B 介護医療保険	12,000 円以下
			C 個人年金保険
			32,001 円~56,000 円
			56,001 円以上
※同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は 28,000 円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。			
地 震 保 険 料 控 除	地震保険契約分 + 長期損害保険契約等分【合計限度額 25,000 円】		
	区 分		支払保険料額
	地震保険	50,000 円以下	
		50,001 円以上	
	長期損害保険 (平成 18 年 12 月 31 日以前に締結した、 満期返戻金のある 10 年以上の契約)	5,000 円以下	
		5,001 円~15,000 円	
		15,001 円以上	
	※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。		
障 害 者 控 除	●特別障害者・・・30万円 (ただし、同一生計配偶者または扶養親族のうち、同居の特別障害者・・・53万円) ●普通障害者・・・26万円		
寡 婦 控 除	26万円(ただし、合計所得金額が500万円以下で、次のどちらかに該当するもの) (1) 夫と離別後、婚姻しておらず、子以外の扶養親族を有する (2) 夫と死別後、婚姻していない又は夫の生死が明らかでない		
ひ と り 親 控 除	30万円(合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子を有する)		
勤 労 学 生 控 除	26万円(本人が学校教育法に規定する学生で合計所得金額75万円以下かつ給与以外の所得が10万円以下であること)		
配 偶 者 控 除	※納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合		
		納税者本人の合計所得金額	
		900 万円以下	900万円超、950 万円以下
		950万円超、1,000 万円以下	
一般	33 万円	22 万円	11 万円
老人(70 歳以上の人)	38 万円	26 万円	13 万円
配 偶 者 特 別 控 除	※納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超、133 万円以下の場合		
	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額
	900 万円以下		900 万円超 950 万円以下
	950 万円超 1,000 万円以下		
	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円
	95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円
130 万円超 133 万円以下	3万円	2万円	
扶 養 控 除	※合計所得金額が 48万円以下の扶養親族がいる場合(国外居住親族については、一定の人に限定されます。)		
	区 分	控 除 額	該当の扶養親族
	一般	33 万円	16 歳以上で下記(「特定」、「老人」、「同居老親等」)以外の人
	特定	45 万円	19 歳以上 23 歳未満の人
	老人	38 万円	70 歳以上の人
基 礎 控 除	同居老親等 45 万円 老人扶養のうち、本人またはその配偶者と同居している父母等		
	合計所得金額が		
※合計所得金額 2,500 万円超は控除の適用はありません。			
●2,400 万円以下・・・43万円 ●2,400 万円超 2,450 万円以下・・・29万円 ●2,450 万円超 2,500 万円以下・・・15万円			